

## 学校において予防すべき感染症と出席停止について

下記の感染症については、生徒への蔓延を防ぐため学校保健安全法第19条により出席停止となります。

医療機関を受診して治療を受け、医師から休養するよう指示された期間は登校しないようにお願いします。

なお、休む際には学校へ連絡し、回復して登校する時に別紙「**感染症欠席届 様式1**」を担任に提出して出席停止の手続きをとってください。その場合は欠席扱いになりません。(ただし、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は「**様式2**」を使用してください。)

### 【学校において予防すべき感染症】

R6年4月5日現在

第 一 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウィルスのもの) 中東呼吸症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで  ※その他、法で規定する指定感染症、 新感染症、新型インフルエンザ等 感染症は第一種の感染症とみなす
第 二 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後5日 を経過しかつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで

※学校保健安全法第19条(抜粋)

「校長は感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、またはかかるおそれのある  
児童・生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」

## 感染症欠席届

令和 年 月 日

京都府立西乙訓高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

保護者等氏名

(自署の場合、押印不要)

病名

上記疾病により欠席しました。

療養期間 令和 年 月 日 限より

令和 年 月 日 限まで

受診医療機関名

## 治癒証明書

年 組 番

生徒氏名

病名

令和 年 月 日より登校して支障なきまでに治癒したことを証明します。

令和 年 月 日

医 師

住所氏名

印

## 感染症欠席届

令和 年 月 日

京都府立西乙訓高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者等氏名 \_\_\_\_\_

(自署の場合、押印不要)

下記の感染症により欠席しました。

記

[病名] インフルエンザ (A型・B型・不明) ・ 新型コロナウイルス感染症

※該当する感染症に○印をつけてください。

[療養期間] 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 限から

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 限まで

[受診医療機関名] \_\_\_\_\_

※登校については、主治医の指示に従ってください。

【受診したことがわかるもの添付欄】

受診者名・受診日・医療機関名が記載されたものを添付してください

※医療機関発行の処方箋、薬の説明書、領収書などのコピーを貼付

**【新型コロナウイルス感染症に罹患した場合】**

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、出席停止解除後も、発症から10日間はマスク着用にご協力をお願いします。

[注] 定期考査を受験できない場合は、この書類に併せて「定期考査等欠席届」を提出してください。

## 「出席停止」の手続きについて

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は「学校感染症」に指定された疾患です。学校での流行を防ぐため、学校感染症にかかった場合は、登校してはいけなくなっています。

発熱やカゼ症状など感染の疑いがある場合は、受診し、医師の指示に従って、自宅で十分に療養してください。

また、右の要領で「出席停止の手続き」をとってください。

### = 出席停止の期間 =

★発症した(症状が出た)最初の日は0(ゼロ)日で数えます★

インフルエンザ

=

発症した後5日を経過し、かつ  
解熱した後2日を経過するまで

新型コロナ

=

発症した後5日を経過し、かつ  
症状軽快後1日を経過するまで

薬の効果で熱が下がっても、しばらくの間 ウイルスの感染力が残っています。そのため、感染力が弱くなるまで登校を控えるよう出席停止期間が定められています。

療養・登校については主治医の指示に従ってください。

手洗い・換気など  
基本的な感染症対策に  
務めてくださいまし～



## 出席停止の手続き方法

インフルエンザ  
新型コロナウイルス感染症に関する



### 1 学校へ連絡

欠席メール・電話などで 学校へ連絡 する。(発症日や医師の指示など詳しい状況を伝える)

### 2 登校後、担任へ出席停止の書類を提出

【必要書類】感染症欠席届 様式-2  
(インフルエンザ・新型コロナ用)

様式-2 (インフルエンザ・新型コロナ用)

様式-2 (インフルエンザ用)

感染症欠席届

平成 年 月 日

京都府立西乙訓高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

**保護者が記入**

下記の感染症により欠席しました。

記

[病名] \_\_\_\_\_

[医師からの療養指示期間] 年 月 日から

年 月 日まで

[受診医療機関名] \_\_\_\_\_

受診したことがわかるもの添付欄  
(領収書のコピー等、受診者名・受診日・医療機関名が記載されたものを添付)

**受診がわかる書類を添付**

{ 領収書のコピー  
処方薬の説明書  
など

※担任から もらう

※「高校生活のしおり」からコピー

※西乙訓高校ホームページから  
ダウンロード

以下の記載がある書類 (コピー)

- ①本人氏名
- ②受診病院
- ③受診日

★注意★ インフルエンザ・コロナ以外の感染症は「様式-1」を使用する

= 定期考査を欠席する場合は、上記に加えて「定期考査等欠席届」が必要 =